

# 利用した覚えのない請求 (架空請求)が横行して います

「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか…」「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

## 【そんな時はどのようにしたらよいか】

### ・利用していなければ連絡しない

まったく根拠のない架空請求が横行しています。これらは、何らかの名簿を入手した悪質事業者が、その名簿に基づき、ランダムに根拠のない請求ハガキや電子メールなどを大量に送ったものと思われます。

請求ハガキや電子メールなどには、「自宅に向く」「勤務先を調査」「執行官の立ち合いのもと、給与・動産・不動産の差し押さえ」「強制執行」など、不安をあおるような脅し文句が書いてあったり、実在する事業者をかたりコンテンツ利用料金などを請求される場合もあります。

請求ハガキなどを送り付けられた人の中には、自分が利用したかもしれないと思い、請求ハガキなどに書かれている電話番号に連絡してしまい、悪質事業者とのやり取りの中で支払うことになってしまったケースもあります。

架空請求などに対しては、請求ハガキなどに書いてある電話番号などには決して連絡しないようにしましょう。

### ・最寄りの消費生活センターへ相談する

架空請求か判断がつかなかったり、不安を持ったりした場合には、相手に連絡せず、また料金を支払う前に、まず消費生活センターに相談しましょう。

「裁判所からの支払い督促」や「少額訴訟の呼出状」と思われる場合は、書類の真偽の判断はむずかしいので、放置せず、すぐに消費生活センターに相談することが重要です。裁判所の所轄地域・連絡先については、裁判所のホームページ内「各地の裁判所」でも確認することができます。

### ・これ以上、電話番号などの個人的な情報は知らせない

郵送の場合は、請求ハガキなどが実際に届いているので、悪質事業者は名前と住所は知っていることとなります。

また、電子メールやSMSの場合では悪質事業者はメールアドレスや電話番号を知っていることとなります。新たに、個人的な情報を知られてしまうと、今度は別の手段で請求してくることが予想されます。個人的な情報を知られないようにしてください。

### ・証拠は保管しておく

今後何らかのアクションが悪質事業者からあるかもしれないので、請求ハガキ、封書、電子メールなどは保管しておく方が良いでしょう。

### ・警察へ届け出をする

根拠のない悪質な取り立ての場合は、警察に届けておきましょう。

## 【消費者生活相談先】

- ・消費者ホットライン(お近くの消費生活センターに繋がります) ☎188
- ・企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300
- ・熊石総合支所産業課 ☎01398-2-3111

